改正後

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十三　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

３　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　変更に係る前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項

五　（略）

２　前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

３　（略）

改正前

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六～十二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九　（略）

３　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五　（略）

２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

３　（略）

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第八条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　全ての坑道の閉鎖の状況

四・五　（略）

六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十一　（略）

改正前

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

（新設）

五～九　（略）